

## 第82回日本林学会大会総合シンポジウム・テーマ

誌名	日本林學會誌 = Journal of the Japanese Forestry Society
ISSN	0021485X
著者	山本, 光 大崎, 六郎
巻/号	54巻3号
掲載ページ	p. 96-100
発行年月	1972年3月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



## 記 録

## 第182回日本林学会大会総合シンポジウム

テーマ：日本林学会のあり方\*

山本 光\*\*・大崎六郎\*\*\*

と き：昭和 46 年 4 月 7 日 15 時 40 分～18 時 35 分

ところ：東京農工大学農学部

参加者：約 200 名の会員

座 長：山本 光（日本大）

大崎六郎（宇都宮大）

1. 開会の辞 大会運営委員長  
黒岩菊郎（農工大）
2. 話題提供
  - (1) 日本林学会の現状  
日本林学会総務理事 松井光瑠
  - (2) 日本木材学会の現状  
日本木材学会 蕪木自輔
  - (3) 日本林学会の今後のあり方  
農林省林試 小林 裕  
岩手県林試 佐藤平典  
農 工 大 川名 明
3. 討 議
4. 閉会の辞 大会運営委員長

## 1. 開催までの経過

大会運営委員会では自主的に「日本林学会の今後のあり方」についてシンポジウムを計画し、まず、会員から公募した意見をもとにして討論することとし、一応次のような分野が考えられることを学会誌上に公告した。

- (イ) 林学の発展（総合と分化）に関連する学会のあり方
- (ロ) 林学の性格として、基礎的の科学と応用的の科学との重点分化の是非と関連する学会のあり方
- (ハ) 地域的活動（支部）と日本林学会（中央）との関連
- (ニ) 学会の役員組織
- (ホ) 学会誌の発行形態その他編集方法
- (ヘ) 日本林学会大会のあり方
- (ト) その他

しかし、応募意見は、渡辺武夫（三重大）・寺下隆喜代（林試関西支場）・塘隆男（林試九州支場）・遠藤治郎（林試関西支場）氏の 4 件に過ぎず、またこれら 4 氏は

いずれも大会出席の可能性が薄いということになったため、座長は運営委員長と協議し、シンポジウム当日の正午までを締切りとして意見の追加公募をした。その結果後述の 3 件の応募を得た。

## 2. 会議進行までの経過

運営委員長が開会し、座長あいさつのあと、

藤原 信（宇都宮大）：林業試験場長が林学会長を兼ねていること（昨日の総会における会長不信任の提案に関連して）について討議すべきだ。また、昨年の大会でのシンポジウムの総括をしてほしい。

座長（山本）：このシンポジウムは会誌ならびに昨日からの各会場へ連絡した結果による話題提供によって進め、そのなかで会長に関する問題も取りあげられることを配慮したい。

座長（大崎）：昨年のシンポジウムの報告は、そのときの座長大崎・小関（北大）両名でまとめ、近く公表の予定である。

小久保 醇（東大）：総括の形式を言っているのではなく、昨年の経験を踏まえたうえで、今年はどうのような方向にもってゆこうと考えたのか、大会運営委員会の意向をうかがいたい。

運営委員長：今回のシンポジウムは、昨年のもとの延長ではなく、全く独自なものとしてテーマを設定した。

丸山直樹（農工大）：このシンポジウムは農工大の会員による大会運営委員会が主催して行なうのであるから、昨日の総会の続きではない。

林学会のあり方の問題は広範なので、スケジュールに沿って進行してほしい。林業試験場での問題だけを取り上げた場合は、林学会の全体的な体質に関する事柄が忘れられてしまうおそれがある。そうして、とにかく会長は最後までとどまるべきである。

座長（山本）：昨日の総会での経過を知りたいという声があるので、藤原氏に発言を願いたい。

藤原：3 月 26 日の朝日新聞に 2・4・5—T の研究発表を林業試験場長が差し止めたという記事が載ってい

\* Hikaru YAMAMOTO and Rokurō ŌSAKI: The symposium on 'the coming way of the Japanese Forestry Society'

\*\* 日本大学 Nihon University

\*\*\* 宇都宮大学 Utsunomiya University

た。このことは、明らかに研究発表の自由、学問の自由に関係した重大な問題である。以前、水俣病に関しても類似したことがあった例もあるので、林業労働者の子供から奇型児の生まれるおそれもあるわけだ。したがって、2・4・5-Tの研究の発表をさせないという場長を中心とした林業試験場の体質が問題である。そのような場長が、人間として研究発表の自由、学問の自由を守る立場にある林学会の会長であることは、林学会が林業試験場と同じようなものになるおそれがあり、自己批判して会長は辞任すべきだと思う。昨日の総会では時間がなくて、今日のシンポジウムでやってくれということでもあったので、この問題をまず取り上げるべきである。

座長(山本): 会長は午後6時まででは出席できるということであり、運営委員会のスケジュールにしたがって進行することにする。そうして話題提供のあったなかでこの問題を取り扱うことにする。

### 3. 話題提供

松井光瑤(林試・林学会総務理事): (1) 林学会の運営について—会員は2,794名(内訳、正会員2,244名、学生会員220名、機関会員269名、賛助会員31名、外国会員30名)で構成されており、林学会の目的は、純学術団体として林学の向上のための研究の発表・討論・評価の場を提供し、これらを振興するために会誌の発行と大会の開催とを中心的な事業としてきている。しかし、林学は専門分野が多岐に細分化される傾向があり、また、それらの成果の総合化も課題となってきたので、最近では次のような配慮がなされている。i) 会誌の内容として、オリジナルな論文・短報のほか、総説・記録・抄録・新刊紹介・学会記事欄等を設けている。また、会員からの運営上の要望があれば、できるだけ受け入れていく姿勢である。ii) 大会は多くの会場で分散的に行なわれるので、それを総合化するためにも、また、林学会のマンネリ化から脱却するためにも、シンポジウムが取り入れられるようになった。

(2) 林学会の組織として一本会には支部地域(北海道・東北・関東・中部・関西・九州)がある。本部としては本会々員と支部会員とが同一人であることを期待している。とにかく支部の意向を十分くみ取ることが必要で、評議員会のみならず支部長会議の運用が必要であると考えている。なお、木材学会との関係では、両学会は一つになるべきだとその意見もあり、両学会の大会開催を同じ時期・場所でするとか、総合シンポジ

ウムをいっしょに開くことも考えているので、こんごとも相互に連絡しあう方向で努力する。

蕪木自輔(農工大): 日本木材学会代表として出席したわけではないことを一言しておく。木材学会は昭和30年に発足したが、若い割合に老化したのではないかという意見がかなりあるようになったので、学会のあり方の検討委員会を設けて検討中であるが、現時点ではまだ具体的な方針は決まっていない。現在会員は約1,200名で、予算規模は700万円程度であり、発足当時の経緯からみて、林学会から分化した学会ともいえる。現在では木材学会会員は、木材学会員のうち林学会にも加入している人数は減り、若い会員は、一般に林学会への関心は薄い。

林学会と同じく、木材学会においても多岐にわたる専門分野に分化する傾向にある。こうした共通の問題については相互に接触しつつならぬ具体的な措置がとられるべきではないか。最後に、木材学会は公害に対するコメントは発表していないという意見があるが、学会内に公害問題専門委員会を設けて、現状では調査内容等の基本的なデータを会員に配布するというかたちで公害問題に対処していることを付け加えておく。

小林 裕(林試): “林学会の危機について”ということ意見を提出したい。“危機”の内容は多様であり、かつ価値観によって多少異なるが、ここでは林学会および会員の属する研究・教育機関の自主性・主体性がおびやかされていることに関してである。周知のように、北海道における北林研ないし林学会北海道支部で取り上げようとした会合に対して行政の圧力が加えられたことがあった。この行政ないし政治が学会ないし研究に優先するという事態が、現在の一つの危機の側面だと考える。たとえば、われわれの所属する試験研究機関にも、周知のような2・4・5-T除草剤研究の問題が生じ世論のほう(日本野鳥の会・一般新聞等)がしびれを切らし、その毒性を訴えたのである。関係研究者あるいはステーツメンツ発表の一つの場である“場報”事務局でも、タイムリーな問題として、その時点における2・4・5-Tの問題につき発表したかったのである。しかるに場首脳部は、行政(林野庁)の出方に意をそそぎ、世論の訴えに耳をかさない。4年間の研究終了の時点でなされるべきであるとする。催奇性・毒性をもつ2・4・5-Tは、まさに国民に対し、即時にその時点で成果を示すべきことは当然であり、そのことにより未然に害を防ぐことも可能となる。いま世間では、医学と倫理の問題が提出されている

ように、林学あるいは林学の府である学会が、社会の要求に対し、学問・研究の科学性と権威と主体性を放棄し、行政政治におもねり、研究発表をおくらせ、圧力を加え、あるいは曲げてよいというものではないであろう。林学会を構成する会員の所属する各種の機関で、これと同類の問題が山積するのである。これらの点につき、学会としてどのように考え、如何様に対処するかということである。

佐藤平典(岩手林試):“講演集”について意見を述べたいと思ったが、時間があつたらということにして、いまは一応取り下げる。

川名 明(農工大):“役員組織は学会員全体の意志が反映するように”ということと、“学会運営は大会中心に”という点で意見を提出したい。

大学の内部からみて、学会の最も大きな問題点は、特に戦後の教育体制・行政体制が変ってきているのに、学会がそれに対応して変化せず、旧態依然としていふことにあると思われる。たとえば、林学科の特殊性として必要な実習旅費が出ないこと、また、文部省の学生実験実習標準によれば、林学科は他学科に比較して諸設備が少なく規定されていることなどである。また、大学間の教職員の定員・演習林面積・演習林への旅費などの大きな格差がある。これらの矛盾は先輩の努力が足りなかったことに原因があると思われる。これらのことを解決してゆくには、林学会のバックアップがなければならず、林学会の役員構成も改めねばその態勢ができないと考え、以前から選挙法の改正を提唱している。しかし、それ以上に大切だと思うことは、会員の自覚であり、林学会は、東大や林業試験場の人たちに任せておけばよいというような態度ではないべきである。

次に、林学会をささえるものは、なんととっても多くの人々に発表する機会を与える大会である。みんなが、それぞれの研究成果を持ち寄り、発表し合い、それを知り合うことが林学の発展につながるのだ。多くの人々に発表の機会を与え、その研究内容を知るといふ意味で大会講演集の意義がある。これを廃止したり、一部を論文集として出すべきだといふ意見もあるが、むしろ学会誌を変えるべきで、大会を通じて参加者の質疑応答を経て成果を認められたものの中から体裁を整えたものが学会誌に載るようにしたほうがよい。

#### 4. 討 議

座長(大崎): 話題提供の内容および会長への質問を含め

て討議に入ることとする。

藤原: 会長に質問する。(1) 3月26日の新聞記事についての事実はどうだったのか。(2) 学問・研究の発表の自由を妨害したことについてどう考えているか。

(3) 現在林学会長でおられることについてどう思われるか。

会長: 2・4・5-Tの問題は、国会で問題にされ、新聞で報道になったようであるが、発表を隠したり妨害した事実はない。ただ試験場では、正式に発表するには、確実な資料にもとづいて討議を終ることが必要で、その段階以前に勝手には行なわないシステムになっている。学術論文としては、各部内での審議を経て発表することになっている。2・4・5-Tについての研究は、チームでやってきていて、それをチーム内で討議したが、その結果、チームのなかで発表を見合わせるようになった。したがって、まだ十分に審議ができていない。薬剤の動物毒性の実験は、林業試験場では、やることは困難である。ではあるが、必要なものを初期の段階の研究としてこのチームで着手したのである。特にその催奇性の有無の実験の真実性については問題が多いので、目下、外国の資料によって検討中である。しかし、外国の資料から危ぐもたれるということで、林野庁では使用禁止の処置をとったわけである。発表の自由を抑えた事実はない。

高等動物への毒性は、現在では設備の不十分さもあって十分できない。そこで、不完全な資料をもって責任のある公表はできないという判断に立っている。林業試験場の“場報”は、決して自由討論の場として発行しているものではなく、当局側の立場で発行している。したがって、自由な発表には別の場があるはずである。

とにかく2・4・5-Tの研究発表と検討の会議には出席していないので詳細については不明だが、リーダーまたはチームの考え方として発表を待ったほうがよいということはある。この研究は、チームワークの中の一部分であり、ことが重要であるだけに不確実なことは公表を見合わせるというリーダーの意見を支持する。私がこの発表を妨害したということで会長不信任の意見が会員のあいだに多いのなら当然辞任する。しかし、ただいまのところ多数の支持があると信ずるのでこのまま続ける。

小久保: 研究が完成しているかどうかを目安にして語られているようだが、人体に危険ではないかという疑いが出れば、研究者としては良心にしたがって発表し、その使用に反対すべきである。資料等が不完全である

ことは問題ではない。林野庁が使用禁止したことについては、会長はどう思うか。

会長：人体に関する研究はもちろんやっていない。動物実験の結果である。研究として完成していなくても公表できるものもあるが、資料が不完全なままで明確な根拠がないならば自然科学研究の結論とはならないと考える。ケミカルコントロールはきわめて有効な手段であると同時に、生態系や生命に種々の問題をもっている。薬剤である以上、大量に生物体に与えたらそれなりに反応があることは当然だ。どこまでが有毒であり猛毒であるかは簡単には決められない。毒も使いようによっては薬、薬も場合によって毒になることを考えるべきだ。

林野庁が使用禁止をした点については、どうせやるならもっと早く踏み切るべきだったと思う。林野庁としては、確固たる資料がほしかったわけだが、結果的には、アメリカの3月からの使用制限にならったものだと思う。

鈴木尚夫(林業経済研)：質問に限られた人たちだけのようだが、もっと多くの人々が発言したらよいと思う。

丸山：試験場での研究結果の部内審議は、研究の科学性をチェックするためというが、研究者は、人生観にもとづいて研究を行ない発表するのであるから、研究結果の科学性の審議は、各研究者が個人的に属する学会でチェックすればよい。

会長：試験場が学会に付属するとは思わないし、また、学会が試験場のものではないことは当然だ。試験場としての発表は試験場でチェックする。あくまでも、このようなことから試験場内での問題である。

丸山：発表内容の検討については“場報”で取り扱うものだけに限られているのか。たとえば、林学会で発表するものについては検討はしないということなのか。

会長：それは研究の経緯によって異なる。個々の学会員が学会発表をする場合、発表前に身近い場内の専門グループで検討することはありうる。試験場研究報告の審議方法については、研究内容が細分化されているので、部内でも課題として討議の対象となっている。試験場の研究報告が発表後に学会で批判されることは当然ありえよう。

藤原：会長の立場は、学問の立場でなく行政官の立場である。一体、林業試験場内での学問の自由はどうなっているのか。それをどういうかたちで保障しているのか。

会長：林業試験場の研究は、社会的要請に答えるため、あるいは、行政をリードすべくやっている。研究への

注文は出されるが、研究者は自由にやっている。たてまえて、行政庁の研究機関であるから、範囲に一定の枠があることは当然である。共同研究の場には、オリジナリティーの問題がからんで、個別の発表にある程度の制限が加えられる場合もあることは当然だ。個々の研究者の人生観なり、学問の自由とは別の次元の問題だと思う。

座長(大崎)：約束の午後6時になったので、会長に対する質問は打切りとする。そのほかの意見等はないか。(会長は退場)

藤原：討議を主体にすべきシンポジウムであるのに、時間を主体にしたシンポジウムでは意味がないから退場する。

有永明人(北大)：退場を待ってほしい。あなたがたは発表妨害があったと言い、会長はなかったと言う。いったいどちらが本当なのだ。その論拠を示せ。

藤原：それは3月26日の朝日新聞記事だ。

有永：それではあまりにもお粗末すぎる。追及するならば事実をもっと確めてからにしてほしい。

藤原：その事実をもここで確めているのだ。

有永：それであれば、事実を確かめてから後の問題にすべきことである“辞任せよ”などということは言い過ぎではないか。

丸山：試験場長つまり林学会長が、林学には農薬の毒性をチェックする能力がないと言っているのは問題である。林学会としては、広く農薬の有効性・毒性を検討する方法・組織を確立すべきである。疑わしきものは農薬としては使ってはならないという立場でこの意見を述べる。

鶴見武道(東大)：現在は、2・4・5-Tの毒性を明示するだけの研究レベルにない。しかし、毒性があるという仮定の段階で使用を禁止すべきなのに、人体への毒性が明確になるまでは使うというのが現状である。宇都宮大学の竹松教授の意見では2・4・5-Tは有害でも無害でもないとしている態度のごときが、犠牲者が出なければその使用をやめないということに連なる。現在の科学がそのようなことから作り出したという点で、科学に対する批判からはじめるべきである。

丸山：現在、2・4・5-Tの毒性は不明であるというが、ダイオキシンは生産の初期段階からの不純物として混入しているのか、あるいは土壤中で2・4・5-T自身が変化するのかわかりしないということであって、2・4・5-Tのいわゆる毒性ははっきりしていると思う。したがって、林学会としては学会の良心にもとづ

いてその使用の禁止を声明すべきである。

小林：学会の主体性がおびやかされているが、それをどのように対処すべきか。また、2・4・5-T が話題にされてきたが、第 82 回の林学会のアピールをなんらかの形で行なってほしい。

有永：小林氏の話提供の中にあつた北海道支部で、かつて企画したシンポジウムが支部の評議会で中止されたことがあつたが、支部としては、評議員の選挙方法等の改善によって自分たちで解決し、一応この問題は支部としてはかたづいてる。

丸山：林業白書でも森林の公益的機能を重視しはじめたとある。だが今回の林学会大会ではこれに関する発表がなく、むしろ生態学会でなされていた。今後の林学会のあり方としては、いわゆる公益的な面も追究すべきである。

石川広隆(林試)：研究結果をその時点で発表しなかったことがここで問題になったが、そのようなとき、研究者として途中で発表すべきか否か、態度をはっきりさせてほしい。私自身は、人体に有害な影響を与えるような重大な問題は、こんど、研究の中間段階でも公表すべきであると考えてる。

巻田源久(林試)：研究発表をしようとするとき、官庁組織のほうでうんぬんするようになった場合は、林学会よりも試験場のほうが上位になる。行政が学会に干渉してよいであろうか。このようなとき、個人として発表してよいのではないか。学会としてはどのように考えるか。

座長(大崎)：林学会を代表して答えるわけにはいかないが、私としては、個人として発表してよいと思ってる。

只木良也(林試)：自分の経験から言えば、林業試験場では、発表に関してなんらの拘束はない。ただ完成した研究について、同学の者が集まって相談する部内討議というものはある。2・4・5-T の問題については試験の方法自体に問題もあるので、研究結果の真偽性を確かめてから公表したらどうかという当然の態度が誤解されたものであると考えてる。

座長(大崎)：ほかに、特に発言希望がないようなので討議を終えることにする。このシンポジウムのまとめについては、私たち座長に一任願ひ、素稿の段階で本日の発言者等へコピーして発送し、一定期限を厳守する

条件付きで訂正を願ひ、それをわたくしたち座長が検討して最終的にとりまとめるということで了承してほしい。

全員異議なく、大会運営委員長の閉会のあいさつがあつて 18 時 35 分終了した。

## 5. 座長の所見

(1) 運営委員会が話題提供の公募をするなど精力的な諸準備を重ねたことに対して敬意と感謝を表したい。ただ会員の協力にやや欠ける点があつた。

i) 公募に応じた会員が全員欠席したため、当日正午まで追加公募し、その結果で「今後のあり方」の話題提供者を急ぎょ決定せざるを得なかつたことは遺憾であつた。

ii) 2・4・5-T の問題は、前日の総会での経緯もあり、取り上げる方針をとり、会長からの承諾を得ておいた。しかも話題提供の中にこのことがらが含まれていることがわかつていたので、その内容として取り扱うこととし、あくまで運営委員会のスケジュールにしたがつて進行するという考え方であつた。開会後、そのことを申ししたが、追加公募分の話題提供内容のプリント配布が時間的に不可能だつたためか、進行為軌道に乗るまでに少なからぬ時間を要した点は座長の不手際とともに遺憾であつた。

(2) 小林氏の話提供内容を中心にしての討議が集中的であつたと考えてる。したがつて、日本林学会としては、次のようなことがらについて検討すべきではなからうか。すなわち、たとえば薬剤の毒性の問題・森林の公益性の問題・研究発表の自由の問題等、それぞれ専門分科会的なものが作られ、科学的な討議を十分になしうるような措置がとられるべきではなからうか。

(3) 運営委員会が提示したシンポジウム項目に沿つてのその他の諸意見は、今回の会場ではほとんど討議されなかつたが、座長としては内容を整理して報告することにした。その中には、林学会としてはすでに方針が明確になっていることがらもあり、また、検討を要すべきことがらもある。したがつて、学会誌を通じて説明するとか、あるいは、特別委員会を構成して誌上討議を運営するとかの処置がとられるべきではなからうか。

(1971 年 7 月 26 日受理)